

町内自治会 会長 各位

千葉市市民局市民自治推進部
地域安全課長

防犯カメラ設置補助事業について（通知）

日頃より市政に多大なるご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

防犯カメラの設置補助事業について、昨年度に引き続き下記のとおり実施いたしますので、補助金交付を希望する町内自治会は、事業計画書の提出をお願いいたします。

なお、役員の改選により会長が変更した場合は、誠に恐縮ですが、本通知文書を新会長へお渡しいただきますようお願いいたします。

記

1 事業概要

(1) 趣旨

ひったくり等の犯罪を抑止するために町内自治会が設置する防犯カメラの経費に対し、補助金を交付し、安全・安心なまちづくりを推進するもの。

(2) 補助対象経費

町内自治会の防犯カメラの購入・取付けに要する経費
※リースの場合、設置初年度内のリースに要する経費

(3) 主な要件

- ア ひったくり等の犯罪を抑止するために設置されるものであること
- イ 専らごみ置き場を監視するためのものでないこと
- ウ あらかじめ管轄の警察署との協議により、防犯カメラの設置場所を選定すること
- エ 撮影された映像のうち、公道等の画像面積が2分の1以上であること
- オ プライバシーに配慮した運用を行うこと（管理規程を作成する）

(4) 補助額

補助対象経費の1/2（上限20万円/台）
※予算の範囲内で補助金を交付するため、設置要望の状況によっては、補助金の交付を受けられない場合や、補助額が設置経費の1/2未満となることがあります。

(5) 留意点

- ・今年度から新たに「私道を撮影する防犯カメラ」を補助対象といたしました。ここでいう「私道」は、不特定多数の通り抜けがあり、その通行が敷地の管理者に認められているものを指します。専ら居住者のみが利用しているような通路は対象外です。また、実態として通り抜けが可能な通路でも、通り抜けを禁止する旨が現地に示されている場合は、補助対象とはなりませんのでご注意ください。
- ・平成30年度の市の予算額は平成29年度の800万円（40台分）から増額し、1600万円（80台分）に拡充しています。

裏面に続きます

2 補助金交付のための手続き、スケジュール

(1) 手続き内容、スケジュール

手 続 き		スケジュール
1	事業計画書等の提出（自治会から各区役所地域振興課へ） ◆事前に町内自治会の総会等で計画の承認を得てください ◆事前に管轄の警察署生活安全課と設置箇所等の協議を行ってください（まずは生活安全課に電話連絡をしてください）	平成30年5月1日 ～7月2日（必着） ※書類は郵送可（以下同じ）
2	事業計画の承認・不承認通知（地域安全課から自治会へ）	7月頃
3	補助金交付申請書等の提出（自治会から各区役所地域振興課へ） ◆申請は事業計画の承認通知を受けた自治会に限ります ◆電柱に設置する場合は、事前に電柱管理者から設置の内諾を得てください	承認通知後～9月頃
4	補助金交付決定の通知（各区役所地域振興課から自治会へ）	～10月頃
5	防犯カメラの設置（自治会） ◆補助金交付決定前に設置した防犯カメラは補助対象外です ◆道路、公園に設置する場合は、設置前に道路は土木事務所、公園は公園緑地事務所へ占用（使用）許可を得てください ◆設置後、実績報告書等の提出、請求書を提出してください	交付決定後、順次
6	補助金の支払い（各区役所地域振興課）	請求書提出後、概ね1か月後

※スケジュールは変更となる場合があります。

(2) 提出していただく書類

補助金交付を実際に希望される場合は、地域安全課又は各区役所地域振興課までご連絡ください。事業計画書等、手続きに必要な書類を郵送いたします（地域安全課のホームページからダウンロード可）。

(3) 留意点

- ・電柱に設置する場合は、電柱管理者との間に契約手続き（有料）が別途必要となり、手続きには相当期間を要します。手続きの詳細については、電柱管理者へお問い合わせください。
- ・設置箇所はまずは私有地内でご検討ください。私有地内への設置が困難で、道路や公園内へ防犯カメラの設置を希望する場合は、それぞれ土木事務所・公園緑地事務所に対し、許可手続きを別途行っていただく必要があります（手続きは、補助金交付決定を受けてからとなります）。なお、道路や公園内に設置する場合、新たに防犯カメラ用のポールを建柱することは認められませんので、ご注意ください。

3 問い合わせ・書類提出先

(1) 制度に関する問い合わせ

市民局市民自治推進部 地域安全課
住 所 〒260-8722
千葉県中央区千葉港1-1
電 話 043-245-5264
FAX 043-245-5637
メール chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp

(2) 事業計画書、補助金申請書類の提出先

**区役所地域振興課 暮らし安心室 安全・安心班
住 所 〒 -
千葉県**区
電 話 043-***-****
メール ****